人はみな、生かされて生きていく。

更生保護 保護司だより

朝霞地区保護司会（朝霞支部・志木支部・和光支部・新座支部）

創刊号
平成26年5月1日発行

四月初旬の黒目川の桜まつり風景

更生保護活動は、地域と共に
―創刊をお祝いして―

さいたま保護観察所長　幸島　聡

創刊おめでとうございます。

朝霞地区保護司会の皆様には、同地区におきまして、更生保護活動を連綿とお続けいただいております。

過ちを犯した人も反省し立ち直ろうとする気持ちを持って、地域で生活しています。しかしながら、孤独になりがちであり、誰とも会わずに孤立してしまうということにもなりかねません。

そのような時、保護司の皆様は自然に寄り添われます。その過程で次第に気持ちが通い合い、社会とのつながりを回復し、本人の反省も深まります。折れそうになる気持ちを支えているとも言えるかもしれません。

そして、各人の生活をいかに再建するかという観点から、地方自治体を始め、医療、保健、福祉、教育、労働等多様な分野の方々との連携を進めていくことも非常に重要です。

地域の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げる次第です。

「四市の保護司会だより」について

朝霞地区保護司会長　荒川淳一

朝霞地区保護司会の広報誌として第一号になる「保護司だより」がこのように早く皆様のお手許にお届けできるとは思ってもみませんでした。これも偏に総務部会長始め、部会の皆様方のご協力の賜物と思います。

私たちの仲間として保護司になってもらうようお誘いする時、私どもが、どのような活動をしているか、活動記録の機関誌がどうしても必要であると思い、春日部地区の水口先生、大宮地区の蓮見先生、川越地区の真壁先生、その他いろいろな先生方のご指導をいただきました。

平成二十五年五月の総会で四つの専門部会が承認されました。①総務部会、②研修部会、③犯罪予防活動部会、④協力組織部会です。保護司の皆様には、この内どれか一つ部会に属して活動をしていただいております。

十六年前には、保護司だという事を地域に知られないよう活動してきました。時代が変わりまして今では地域の皆様に保護司活動の内容や意義について理解をしていただくようになりました。広報誌の発刊により、ますます理解が深まればと思います。

四市の市長様、四市の事務局の皆様方には保護司会に対して並々ならぬご協力を頂いておりますことに対して、深く感謝申し上げます。

創刊を祝して

朝霞市長
富岡　勝則

このたび朝霞地区保護司会の機関紙が発行されますことを心からお祝い申し上げます。

保護司の皆様方には、日頃より犯罪や非行防止活動にひとかたならぬご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

朝霞市では犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の実現を重要課題の一つに位置付け全力で取り組んでおりますが、日々の地道な更生保護活動や犯罪予防活動に御尽力をいただく保護司の皆様の役割は大変重要なものです。誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現は、私ども行政の力だけで成し遂げることは難しく、保護司の皆様のお力添えが必要不可欠です。

行政とともに協力し合い、犯罪のない明るい社会づくりに寄与していただきますようお願いいたします。この機関紙を通じて、安全で安心な地域社会づくりの輪が広がるようご期待申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

「更生保護 保護司だより」創刊を祝して

志木市長
香川　武文

保護司だより創刊号の発刊、誠におめでとうございます。又、朝霞地区保護司会の皆様には、地域の更生保護活動に日夜ご尽力いただいておりますことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

近年、私たちを取り巻く社会環境が著しく変化し、犯罪や非行の問題もより深刻化しています。このような状況の中で、犯罪や非行をした人たちの社会復帰への支援、さらには犯罪を生まない地域づくりなど保護司皆様の活動は、地域社会にとって一層不可欠なものであると認識しております。

本市では、「いのち」を大切にするまちづくりを推進しているところであり、今後とも保護司会の皆様と連携を強化しつつ、明るい社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続き特段のお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、保護司だよりの発刊が保護司会の発展につながるとともに、皆様方のご健勝とご活躍を祈念いたし、お祝いの言葉とさせていただきます。

発刊によせて

和光市長
松本　武洋

朝霞地区保護司会機関誌が発刊されますことを心よりお慶び申し上げます。

今日、保護司の活動の社会的意義はますます高まっておりますが、その活動や社会的役割については、世間一般に十分浸透しているとは言いがたい実態がございます。

この度、機関紙の発行により皆様の活動への理解が深まり、ひいては当事者の社会復帰の一助となることを心から願っております。

さて、当市は「みんなでつくる快適環境都市、和光」を掲げ、誰もが住み続けたいと思うまちの実現を目指しております。その推進のためには、地域に精通する皆様のお力は必要不可欠なものと認識しております。

ますますのご指導・ご協力をお願い申し上げますとともに、朝霞地区保護司会皆様のますますのご活躍と会のご清栄をお祈り申し上げ、お祝いのご挨拶とさせていただきます。

朝霞地区保護司会広報誌 創刊を祝して

新座市長
須田　健治

朝霞地区保護司会広報誌が創刊されますことを心からお祝い申し上げます。

貴会におかれましては、昭和二十四年に活動を開始されて以来、朝霞地区四市における保護活動や青少年健全育成の啓発活動等を通じて、犯罪や非行のない社会づくりにご尽力されておりますことに、謹んで敬意と感謝の意を表する次第であります。

本市では、市民の皆様との連帯と協働によるまちづくりを進めており、様々な分野で市内のボランティア団体の皆様にご活躍いただいております。

今後も地域を支える皆様方と共に、安全安心のまちづくりに取り組んでまいりますので、市政へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、貴会のますますのご発展と皆様のご活躍をご祈念申し上げまして、お祝いのご挨拶といたします。

保護司とは

保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の安心、安全をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することをその使命としています。

法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員の身分を有し、全国で五万二千五百人の定員で、埼玉県内には千六百四十四人の定員があり、千五百三十六名の保護司が更生保護のボランティア活動を行っています。（平成二十五年十二月一日現在）

保護司法では、保護司は保護観察所に置かれた保護司選考会の意見を聴き保護観察所長の推薦により委嘱され、その任期は二年であり再任されます。

職務に当たっては知り得た関係者の身分に関する秘密を尊重し、名誉保持に努める「守秘義務」が課せられます。

保護司の主な仕事

保護司の仕事は「更生保護法」の定めるところにより、その対象者として

★家庭裁判所で保護観察処分に付された**保護観察処分少年**

★少年院から仮釈放された**少年院仮釈放者**

★刑務所から仮釈放された**仮釈放者**

★裁判所から刑の執行を猶予され、その期間中保護観察に付された**保護観察者付執行猶予者**

等の対象者に対して、毎月二回面接（面談）を行い、生活状況を把握すると共に指導助言を行い自発的な改善更生、社会復帰を促します。

又刑務所や少年院に入っている人の出所（出院）後の仕事や勉学等の生活環境の調整を行います。

その他地域での犯罪・非行防止活動として「社会を明るくする運動」の啓発活動や、地域の更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等の関係団体との連絡調整や、地域の中学校区の校長先生との情報交換会等の事業も行っています。

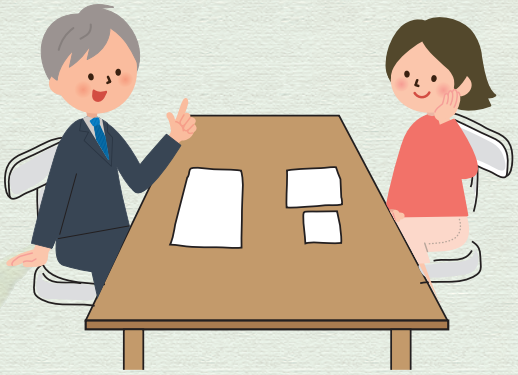

四部会の設置と活動

朝霞地区保護司会では、永年の懸案であった部会活動として、平成二十五年度より四部会が設置された。

1、総務部会

①総合調整的な業務

②広報活動、機関誌の発行に関する業務

③功保会、関係諸団体、サポートセンター等の調整業務等

2、研修部会

①保護司の研修業務

②定例研修への協力、自主研修、県外研修（刑務所訪問）の企画に関する業務等

3、犯罪予防活動部会

①地域犯罪予防活動・社会資源開拓推進活動に関する業務

②社明大会・薬物乱用防止活動・学校との連携に関する業務等

4、協力組織部会

①就労支援に関する事業主の新規開拓と専門業務

②更生保護に協力する組織の育成、協力に関する業務

③更生女性会・BBS会への協力業務等

この四部会の活動によって、所属保護司の資質の向上、保護司活動の地域理解、保護観察対象者の更生保護の充実を図るものです。

朝霞支部

支部長　佐藤秀弘

朝霞支部には二十八名が保護司として委嘱されています。

保護司としての活動内容は三頁に提示されている以外に、支部独自の活動にも取り組んでいます。四月は朝霞市長、社会福祉協議会長臨席の中での総会。八月に五十万の人々で賑わう彩夏祭の準備や前後の清掃。当日は迷子係を担当しています。十一月に総合福祉センターで行われる「はあとぴあふれ合い祭り」に出店し、多くの人々とのふれ合いをさせて頂いています。三月には黒目川の清掃活動にも参加して、他団体との交流にも務めています。

又、各中学校区でのあいさつ運動や、卒業式にも出席しています。

尚、市内中学校長との話し合いや、青少年育成市民会議にも出席して広く青少年の健全育成に関わっています。

年三回市役所の会議室を借用して午後六時より、担当保護司による保護観察の事例を踏まえての勉強会や、秋には関東地域の刑務所や少年院等の視察見学等も実施し研鑽に努めています。

又、安心安全な町の一助にと活動しておりますので、市民の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

朝霞市の彩夏祭にて

8月初旬の金・土・日に行われる彩夏祭には、よさこい踊りに100近いサークルが参加します。 近郊から50万人の人出が集まり、土曜日夜の花火大会が最も盛り上がります。迷子係を担当。

社会を明るくする運動にて

4市内の各駅に分かれて、社会を明るくする運動を更生女性会朝霞支部の会員と保護司との活動です。 朝霞駅にてミネラルウオーターと啓発物を配布しました。

志木支部

支部長　濱岡健夫

志木支部では現在十四名（内、女性三名）の保護司で活動をしています。

保護司の使命は「犯罪や非行をした人の立ち直りを助け、保護観察と犯罪予防のための地域への啓発活動、地域社会の浄化」です。

支部では次のような活動をしています。毎年七月を強調月間として全国的に展開をし、支部でも更生保護女性会の協力を得て駅頭で啓発物を配布し、運動を知っていただこうと展開をしています。

また、市内中学校を訪問し、校長先生との情報交換や社会を明るくする運動作文コンテストのお願いもしています。十一月には更生保護女性会との合同研修や、近隣の矯正施設を視察をして保護司の研修を行っています。

支部では地域社会を愛し、人々の生活の安全安心を貢献できるよう活動し、地域において信頼が得られるよう啓発努力に努め、対象者の立ち直りに情熱を傾けて取り組んでいます。

1、社会を明るくする運動の実施（平成25年7月17日に行いました。）
保護司会の会員と更生女性会志木支部会員との合同で志木駅東口側の駅前で非行防止啓発活動を行いました。

2、保護司会志木支部会と更生女性会志木支部会員との合同研修会の実施（平成25年11月21日に行いました。）
さいたま保護観察所長　幸島聡氏と志木市教育委員会教育長　尾崎健市氏をゲストパネラーとしてお招きし
「地域のチカラを育もう･･･情報連携から行動連携へ･･･」と題して沢山の会員を集めパネルディスカッションを行いました。

四市の支部活動

和光支部

支部長　木田　亮

朝霞地区保護司会にも本年度から専門部会が設置され、支部事業と合わせて充実した更生保護活動が推進されるものであり、今回の広報誌の発刊は、多くの皆さんとの情報を共有するという意味でも、素晴らしい事業であると認識いたしております。

このように、改革される朝霞地区活動の中、和光支部はなかなか後任が決まらず、少数ながらも支部活動に頑張っております。特に十数年続いている市内中学校の校長先生との懇談会では、市内における更生保護の状況や、学校生活における生徒の環境等の情報を聴き、保護司からは更生保護の動向について報告し、相互の情報交換を行っております。

また、定例の支部活動では、各保護司が担当しているケースの問題点や対応の方法等を意見交換し、対象者に適切な指導が出来るよう努めております。

行政との連携については、青少年問題協議会や育成市民会議等各種の会議に出席するとともに、和光市内における犯罪予防活動の推進に積極的に協力しております。

和光市駅前で社会を明るくする運動を実施しました。社会を明るくする運動は、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指す地域の人々の思いにより自発的に生まれた活動が原点となっている全国的な運動です。

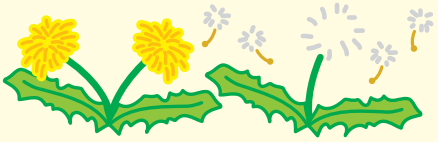

新座支部

支部長　山口六男

広報誌が発刊されますことを心からお祝い申し上げます。

新座支部保護司会は二十九名の保護司で構成し、更生保護及び犯罪予防活動に取り組んでいます。

支部で作成した配布物や薬物乱用防止の冊子を市内で開催される行事に積極的に参加し、青少年の非行防止に取り組み、年二回中学校で行われる朝の声かけ運動、また小学校で毎月行うあいさつ運動にも参加。社会を明るくする運動では更生保護女性会と協力して啓発活動を行っています。

支部での研修・県外研修などを通じて対象者を更生させる為の意見交換や親睦を計る為の行事の実施、平素より更生保護に対して市のご理解とご支援を賜り全員に市内住宅地図を配布し活動に役立てております。

これからも研修・研鑽を重ね関係機関と連携し、一人でも多くの人が立ち直り、青少年を非行から守ることを願い、微力でありますが安心・安全で住みよい新座になるように活動していきます。

中学生に朝の声かけ運動を夏休み前と冬休み前に関係機関と協力し実施しています。

志木駅や新座駅街頭に於ける社会を明るくする運動に於いて更生保護婦人会と協力し活動しています。

「野火止用水」と緑に映える安全安心な街を念頭に新座支部保護司会全員が尽力し、犯罪予防啓発活動と過ちに陥った者の更生に重点をおいて活動をしています。

第一の啓発活動は、春の平林寺祭典・夏の福祉フェスティバル・秋の商工祭等に積極参加し、訪れる市民の皆さん新座保護司会で独自作成した非行防止の『チェックポイント』を青少年の保護者・祖父母に配布し、理解を深めているところです。

第二は保護司の研鑽と情報の共有であります。隔月に保護司は会議を催し、対象者に対する更生の在り方等の対応要領等について事例を研究・研鑽し、更に関係情報を共有し有機的な更生保護を図っております。また、県外研修では刑務所等を訪問し、実情把握等に努めております。

今後もこれらの活動で、新座の安全に繋がるよう努めてまいります。

朝霞地区保護司会

平成二十六年四月一日現在

●総務部会

部会長　佐藤　秀弘（朝）
伊藤　輝子（朝）
会長　荒川　淳一（朝）
鈴木　修司（朝）
副部会長　高橋　千里（朝）
伊藤　允光（朝）
岩島　健太（朝）
大畑　茂（朝）
副部会長　清水　栄一（志）
川目　憲夫（志）
髙橋　恒夫（志）
礒嵜　誠一（和）
副部会長　加山　茂夫（和）
牧嶋　正喜（和）
本多　政行（新）
蛭間　俊彦（新）
髙橋　克安（新）
副部会長　大畠　光次（新）
原井　浩司（新）
谷野　宏（新）
金子　敦則（新）
尚　貴志子（新）

●研修部会

部会長　濱岡　健夫（志）
副部会長　松山さと子（朝）
和智　勝弘（朝）
正親　久子（朝）
千綿マリ子（朝）
近藤　勲（朝）
須田　忠夫（朝）
髙橋悦次郎（朝）
牛飼　民代（志）
志村　昭二（志）
東　洋子（和）
副部会長　冨澤　勝（和）
冨岡　健治（和）
瀧島　正善（新）
井口　輝雄（新）
副部会長　塩島小夜子（新）
小寺　明美（新）
山﨑　正明（新）
大竹　敏雄（新）
野島　光伸（新）

※（朝）＝朝霞支部
※（志）＝志木支部

●犯罪予防活動部会

部会長　山口　六男（新）
抜井由美子（朝）
石井　和夫（朝）
阿部　哲生（朝）
岡野　忠正（朝）
副部会長　塩味　好郎（朝）
石原　和紀（朝）
金子　晃巳（朝）
副部会長　田村　成彦（志）
神山富士子（志）
荒川　幸一（志）
内田　修央（志）
副部会長　冨澤　信次（和）
山田　実（和）
田中　朋子（和）
大澤　寛（新）
副部会長　高橋　富雄（新）
貫井　國雄（新）
横山　悦子（新）
荻原　洋志（新）
大塚　泰衛（新）

※（和）＝和光支部

●協力組織部会

部会長　木田　亮（和）
芳野　繁信（朝）
副部会長　相澤　誠一（朝）
奥田　京子（朝）
飯野　邦雄（朝）
川井　弘（朝）
岩﨑　昭治（朝）
副部会長　柴崎　英雄（志）
長谷部常美（志）
細田　和子（志）
青木　英和（志）
副部会長　本橋　良吾（和）
藤井　容子（和）
栗原　貞一（新）
伊藤　延世（新）
副部会長　関根由美子（新）
萩原　富雄（新）
吉澤　豊康（新）
天笠　吉雄（新）
作田　敦子（新）

※（新）＝新座支部

●平成26年度　朝霞地区保護司会事業計画

4月	・9日　役員会及び保護司会会計監査 ・9日　定例会及び全体研修会	10月	・8日　定例会及び全体研修会 ・21日　定期駐在
5月	・14日　総会及び研修会、各専門部会 ・第3ブロック連絡協議会代表者会議	11月	・12日 第61回埼玉県更生保護大会 （埼玉会館） ・専門部会（4支部の会場）
6月	・18日～19日　県外視察研修（福島刑務所） ・24日　定期駐在 ・第3ブロック連絡協議会総会	12月	・10日　定例会及び全体研修会 ・22日　定期駐在
7月	・4支部自主研修会 ・16日　社会を明るくする運動（駅前等街頭啓発） ・22日　定期駐在	1月	・14日　新年会 ・27日　定期駐在
8月	・6日　定例会及び全体研修会 ・26日　定期駐在	2月	・12日　定例会及び全体研修会 ・第3ブロック連絡協議会会長会議
9月	・4支部自主研修会 ・22日　定期駐在	3月	・4支部自主研修会 ・24日　定期駐在

編集後記

この度当地区の「保護司だより」を創刊する事になりました。

保護司の活動については紙面にもありますが、多くの人々に周知を賜り共により良い安心で安全な社会を作る一助になればとの思いであります。（S・S）

発行・編集者
朝霞地区保護司会・総務部会
部会長　佐藤秀弘
副部会長　高橋千里・清水栄一
加山茂夫・大畠光次
朝霞市福祉課事務局